グリーン購入法に基づく特定調達物品等の表示の信頼性を確保するために、ガイドラインをとりまとめました。

国等の各機関（国会・裁判所・各省・独立行政法人等）は、環境物品等への需要の転換を図るために、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、基本方針で示された品目（特定調達品目）ごとの「判断の基準」に適合する製品・サービス（特定調達物品等）を優先的に調達することが求められています（詳しくは本パンフレットp.1へ）。

平成20年４月、製紙会社８社が販売するコピー用紙に係る表示について、公正取引委員会は景品表示法に基づいて排除命令を行いました。これを踏まえ、環境省では、平成21年度から特定調達物品等である旨の表示の信頼性確保のための手法のあり方について検討を実施し、物品及び印刷役務を対象とした**「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」**（以下、**「信頼性確保ガイドライン」**）をとりまとめました。

本パンフレットは、特定調達物品等の製造事業者、販売・輸入事業者及び原材料・部品提供事業者のみなさまを対象に、「特定調達物品等の表示の信頼性確保の考え方」と「購入者等に対する情報提供の方法」について、「信頼性確保ガイドライン」のポイントを解説したものです。また、「正確で誤解を招かない」など、購入者にとって理解しやすく望ましい環境表示のあり方についてとりまとめた「環境表示ガイドライン」の内容についても、併せて紹介しています。

環境省

1 グリーン購入法

グリーン購入法は、国等の各機関が率先して「環境負荷の低減に資する製品・サービス（環境物品等）」の調達を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す法律です。

環境物品等のうち、「判断の基準」に適合する製品・サービスが「特定調達物品等」です。

グリーン購入法における特定調達物品等の定義

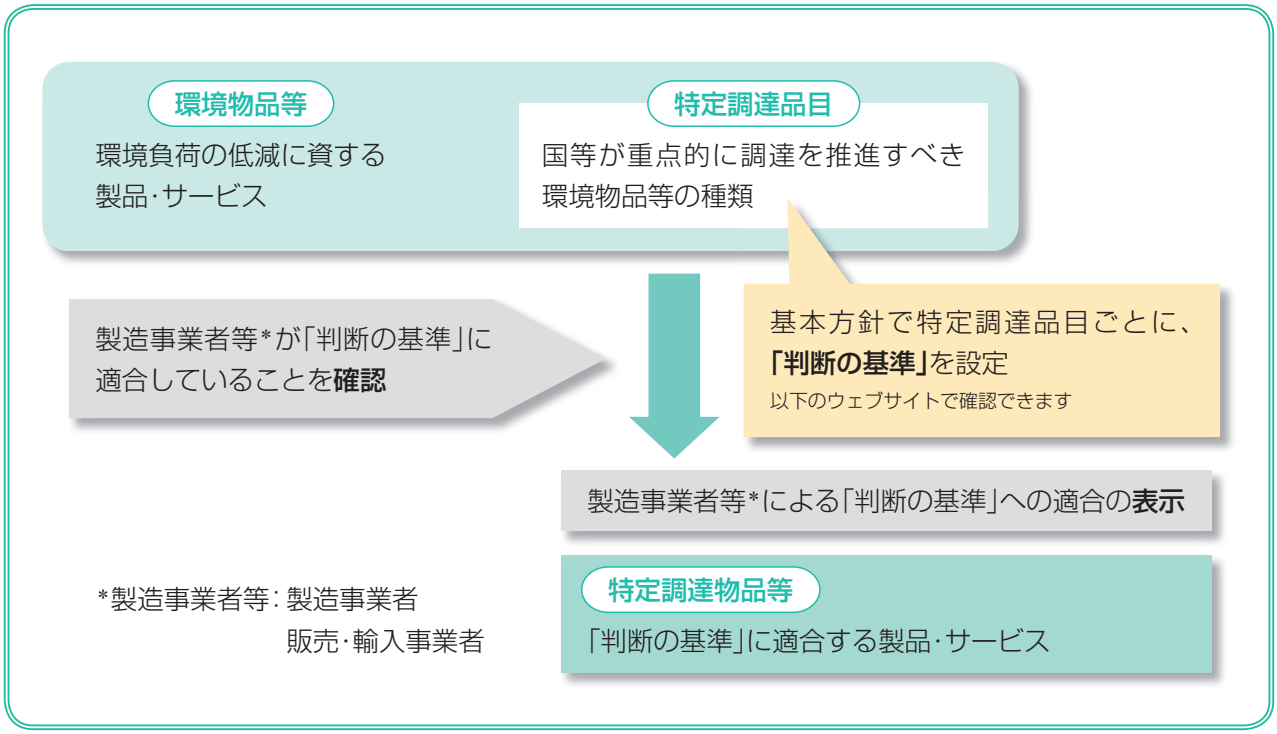

ウェブサイト　グリーン購入法　基本方針
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

【参考】特定調達物品等と表示における規制（不当景品類及び不当表示防止法）について

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）では、グリーン購入法に基づく特定調達物品等を含む製品・サービスの取引に関して行われる不当表示を規制しています。特定調達物品等に関して「判断の基準」への適合の表示が不適切に行われている場合は、同法第４条第１項が禁止する優良誤認表示（同項第１号）に該当するおそれがあります。

このため、特定調達物品等の製造事業者及び販売･輸入事業者が行う「判断の基準」への適合の表示が、一般消費者の目に触れる可能性がある場合には、それを裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有している必要があります。

詳しい情報はこちら

ウェブサイト　消費者庁　表示対策課
http://www.caa.go.jp/representation/index.html

2 信頼性確保ガイドラインと環境表示ガイドライン

製造事業者、販売・輸入事業者及び原材料・部品提供事業者のみなさまは、特定調達物品等を市場に供給するにあたり、**「判断の基準」への適合の確認と、正確で誤解を招かない表示**に取り組むことが求められています。

★特定調達物品等について、**「判断の基準」への適合の確認**を行うための原則・手順等は、**「信頼性確保ガイドライン」**にまとめられています。

★**「正確で誤解を招かない」など、購入者にとって理解しやすく望ましい**環境表示のあり方は、**「環境表示ガイドライン」**にまとめられています。

この２つのガイドラインを活用して、特定調達物品等の表示の信頼性確保に向けた取組を行いましょう。

「信頼性確保ガイドライン」と「環境表示ガイドライン」の関係

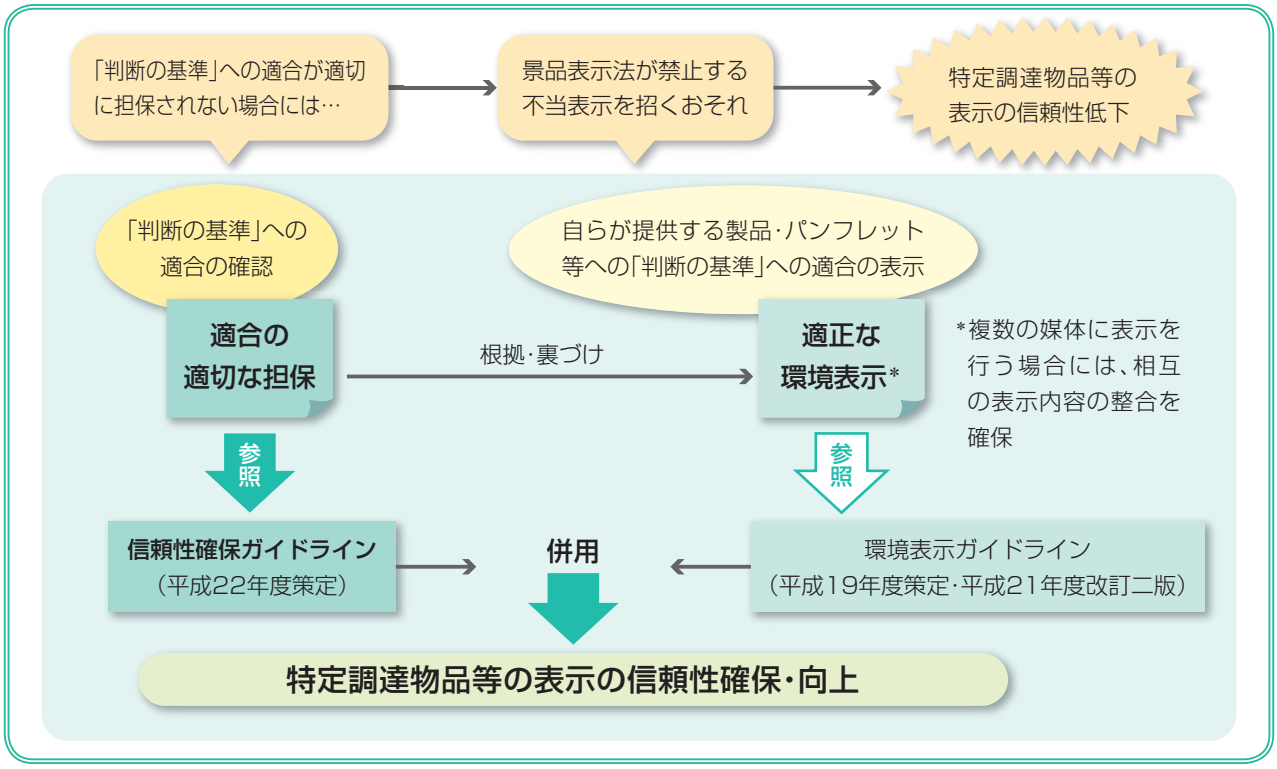

環境表示ガイドライン

「環境表示ガイドライン」は、環境物品等を対象として、JIS Q 14020及び14021規格による環境ラベル及び宣言の要求事項を基本に、独自の要求事項を加味し、購入者にとって理解しやすく望ましい環境表示のあり方についてとりまとめたものです。

環境表示の活用事例等も掲載されていますので、是非参考にしてください。

詳しい情報はこちら

ウェブサイト　環境表示ガイドライン
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/index.html

3 特定調達物品等の表示の信頼性確保の考え方

➡ 詳しくは・・・「信頼性確保ガイドライン」p.15へ

特定調達物品等の表示の信頼性を確保するためには、製造事業者の取組が基本となります。自らが製造する物品等が**「判断の基準」に適合していることを適切な方法で確認**するとともに、トレーサビリティ（追跡可能性）を確保した上で、**適切な形で適合の表示を行う**必要があります。

さらに、購入者と直接契約を行う立場にある販売・輸入事業者についても、製造事業者に準じた取組を行う必要があります。

こうした製造事業者と販売・輸入事業者による信頼性確保の取組を購入者まで連携させることにより、特定調達物品等の表示の信頼性が確保されるものと考えられます。

なお、**購入者からの求めに応じて必要な範囲の情報を提供**することができるように、適合の確認の方法、結果等の根拠資料（支援文書）を整備しておくことも必要です。

特定調達物品等の表示の信頼性確保のための仕組みのイメージ

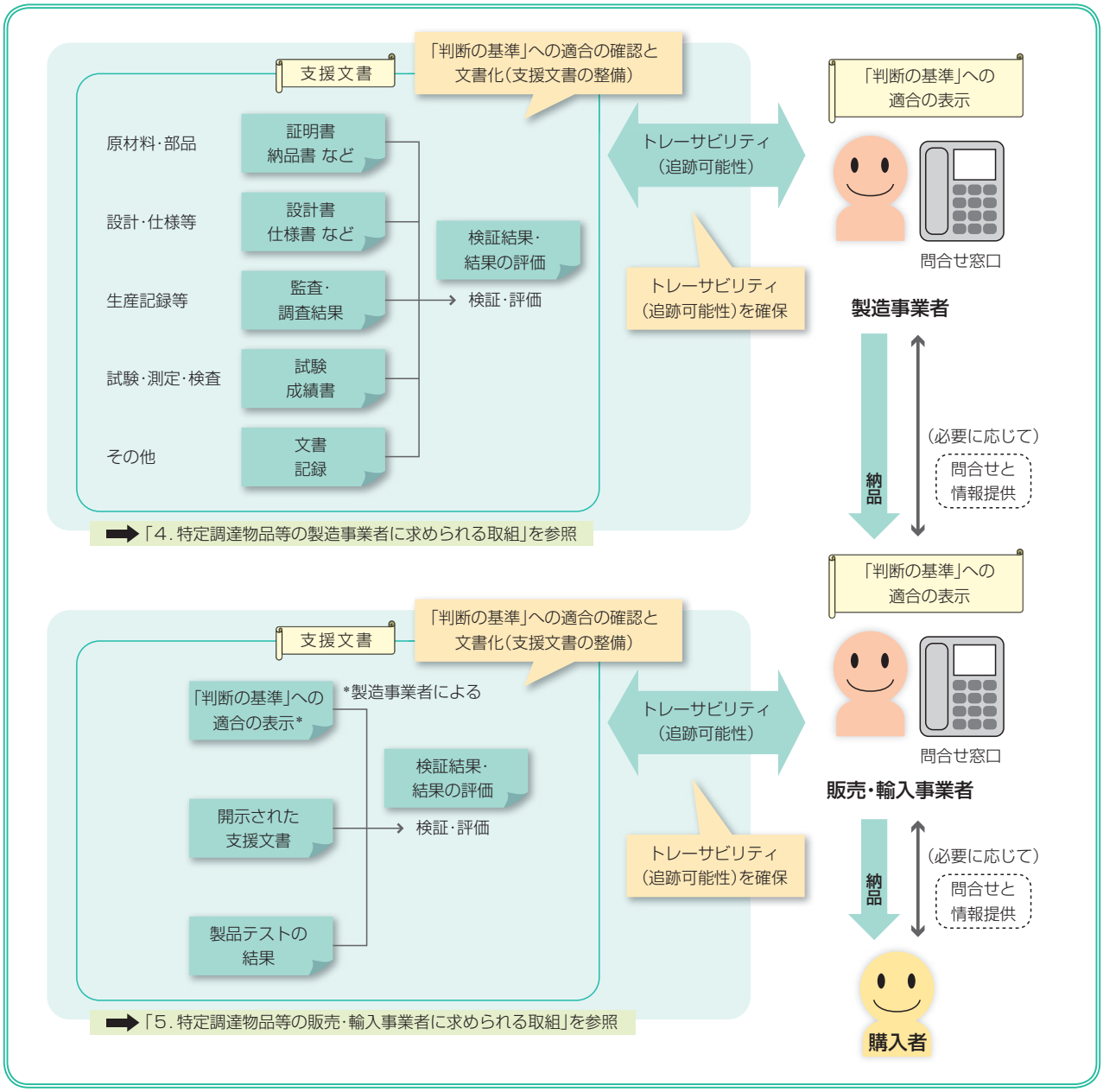

4 特定調達物品等の製造事業者に求められる取組

グリーン購入法に基づく特定調達物品等の表示の信頼性を確保するため、特定調達物品等の製造事業者のみなさまには、以下の取組が求められています。

Ⅰ.「判断の基準」への適合の確認・文書化

➡ 詳しくは・・・「信頼性確保ガイドライン」p.19へ

自らが製造する物品等が「判断の基準」に適合することを、適切な方法で検証、実証し、その根拠を保存しましょう。

自らが製造する物品等を特定調達物品等として市場に供給するためには、「判断の基準」に適合していることを確認する必要があります。「判断の基準」への適合の確認には、自主的取組による場合と、第三者機関の認証による場合とがあります。

自主的取組による場合、「判断の基準」のそれぞれの項目に適した方法（試験、測定、監査、検査、調査など）により検証、実証をすること（レビュー）が必要です。このとき、レビューの対象、設計文書、方法、結果（監査報告書、試験成績書等）、結果の評価、関与した試験研究機関などの情報を文書化して保存しておくことが必要です。この文書が、「判断の基準」への適合の表示の根拠となります。

なお、「判断の基準」と同等以上の規格に基づき、第三者機関による認証を受けた物品等（エコマーク認定製品等）については、「判断の基準」への適合の信頼性は、当該第三者機関と製造事業者等との間で確保されているとみなされます。

製造事業者に求められる取組のイメージ（オフィス家具等の場合）

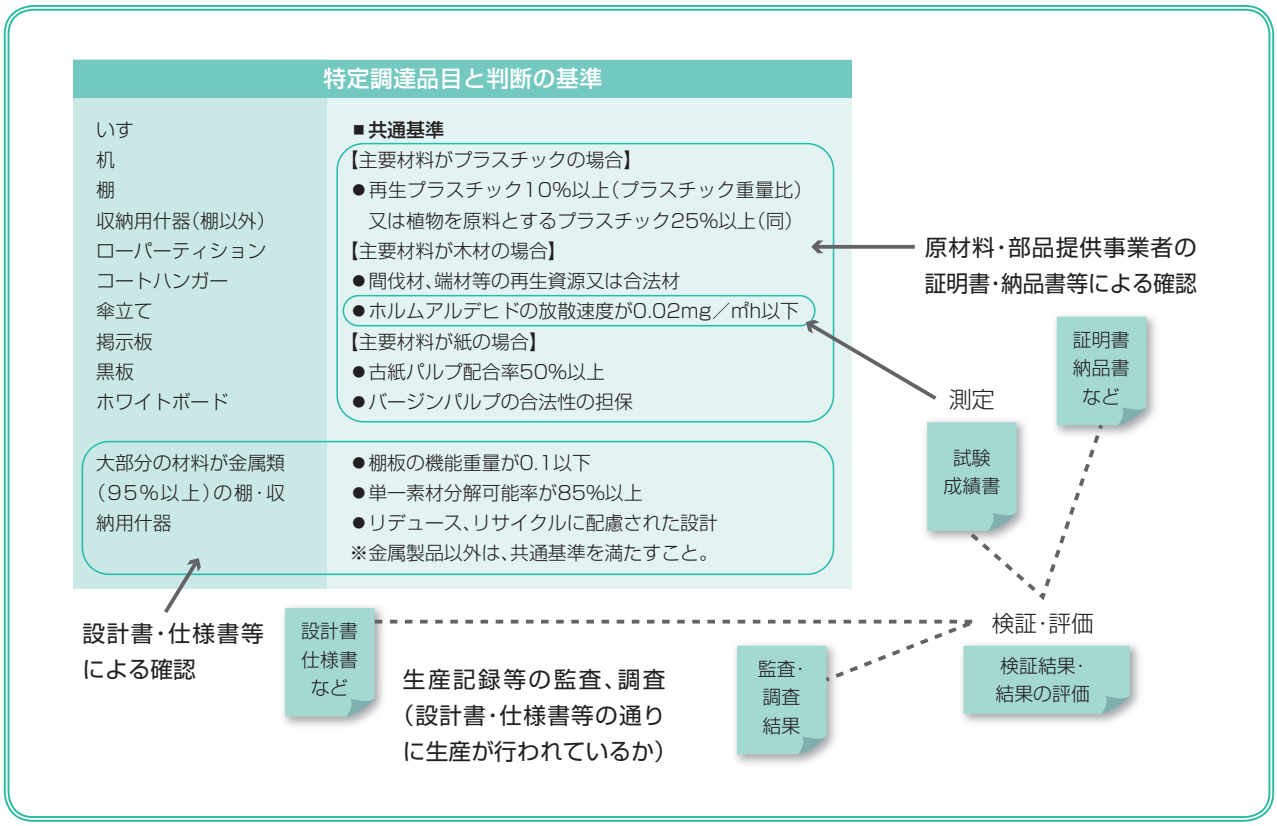

Ⅱ.「判断の基準」への適合の表示

➡ 詳しくは・・・「信頼性確保ガイドライン」p.26へ

「判断の基準」への適合が確認された物品等については、「判断の基準」への適合の表示を製品等に行いましょう。

「判断の基準」への適合が確認された物品等については、特定調達物品等であることを明示する等、「判断の基準」への適合の表示を行います。

「判断の基準」への適合の表示を行う場合には、製品そのものへの表示のほか、適合宣言書、カタログ、送付状、取扱説明書、ウェブサイト等の手法・媒体があります。

「判断の基準」への適合を確認していることを表示した例（コピー用紙の場合）

総合評価値 **83**

総合評価値の内訳

・古紙パルプ配合率	：80%	60
・その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合	：20%	10
・白色度	：62%	13

【参照先】http://www.xxx-paper.co.jp/hyouka

※１：古紙パルプ配合率は、日本製紙連合会の「古紙パルプ配合率検証制度」に基づいて管理した最低保証値です。

※２：「その他の持続可能性を目指したパルプ」として使用されるパルプは、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠して調達した原料を使用しております。

※３：白色度は、製品ロットごとの管理標準値です。

【参考】第三者機関による認証について

第三者機関の認証により「判断の基準」への適合を確認できる例として、「エコマーク」があります。

「判断の基準」と同等以上の規格であれば、エコマークを取得、表示することにより、「判断の基準」への適合の確認と表示を行うことができます。エコマークとグリーン購入法特定調達品目の対応については、「信頼性確保ガイドライン」のp.69で確認できます。

詳しい情報はこちら

ウェブサイト

信頼性確保ガイドライン
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/index.html

➡ 詳しくは・・・信頼性確保ガイドラインp.69へ

5 特定調達物品等の販売・輸入事業者に求められる取組

➡ 詳しくは・・・「信頼性確保ガイドライン」p.33へ

「判断の基準」への適合の確認と表示を適切に行いましょう。

販売・輸入事業者のみなさまは、自らが取り扱う物品等が「判断の基準」に適合することを確認する必要があります。どのような方法を採用する場合でも、確認した結果を文書化して保存しておくことが必要です。

販売・輸入事業者に求められる取組のイメージ

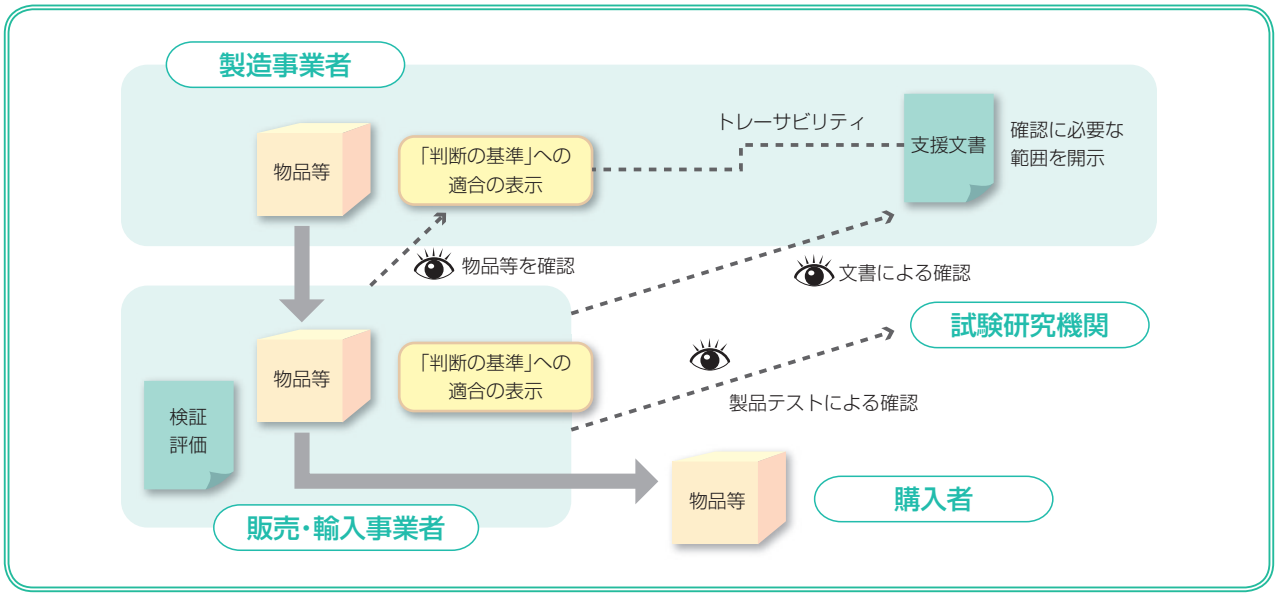

6 特定調達物品等の原材料・部品提供事業者に求められる取組

➡ 詳しくは・・・「信頼性確保ガイドライン」p.35へ

「判断の基準」への適合の確認は、製造事業者が自ら原材料・部品を製造している場合を除き、原材料・部品提供事業者から関係する情報を入手しなければ行うことができません。

原材料・部品提供事業者のみなさまは、製造事業者が適合を確認しようとする品目の「判断の基準」に応じて、必要な情報を提供する等の協力を行う必要があります。

原材料・部品提供事業者に求められる取組

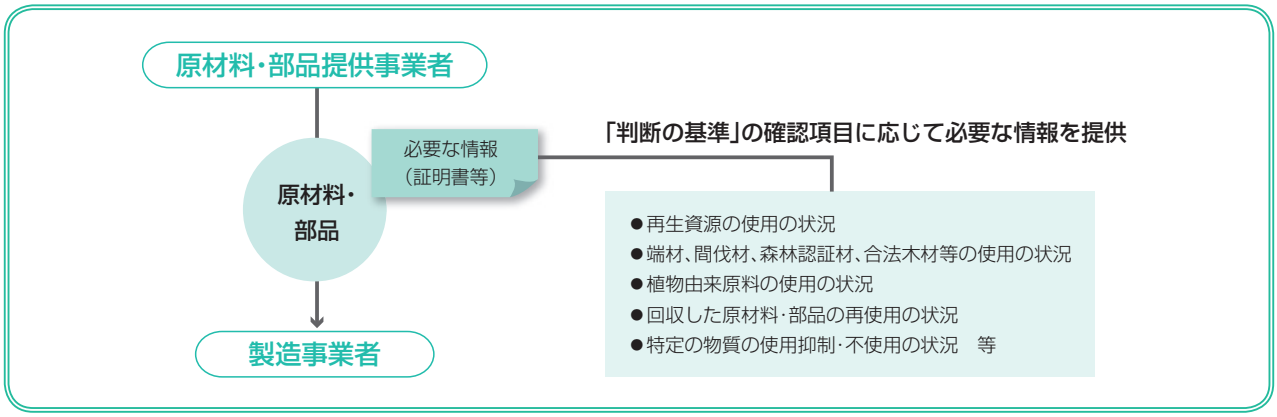

「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」及び「環境表示ガイドライン」は、環境省のウェブサイトより入手できます。

ウェブサイト

特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン（信頼性確保ガイドライン）
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/index.html

ウェブサイト

環境表示ガイドライン【改訂二版】
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/index.html

（発行）平成23年２月
環境省総合環境政策局環境経済課
〒100-8975　東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
TEL：03-3581-3351（内線6270）／FAX：03-3580-9568
E-mail：gpl@env.go.jp

R100
古紙パルプ配合率100％再生紙を使用
この製品は、古紙パルプ配合率100％の再生紙を使用しています。このマークは、３Ｒ活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って表示しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。